

○廿日市市教育旅行等バス代補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市教育旅行の誘致及び中山間地域の観光誘客の促進を図るために、中山間地域で実施する教育旅行等に係る貸切バス経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域 佐伯地域（旧佐伯町の区域）及び吉和地域（旧吉和村の区域）をいう。

(2) 教育旅行等

ア 小学校・中学校・高等学校等の学校行事で行われる、修学旅行、林間学校、野外活動、スキー教室などの教育旅行。

イ 小学校・中学校・高等学校等のクラブ活動（各種大会への参加のみを目的とする旅行等を除く）、スポーツ少年団及び子ども会等が行う野外活動、レクリエーション活動等。

ウ 専門学校、大学、企業等の教育研修を目的として行われる活動（慰安旅行、レクリエーション目的等は除く）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 中山間地域の有料施設（宿泊、体験等）を1箇所以上利用する教育旅行等であること。

(2) 1団体・1旅行当たり10名以上（乗務員・バスガイド・添乗員、保護者等は含まない）の教育旅行等であること。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育旅行等の実施主体者（小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学、企業、スポーツ少年団、こども会等）
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者

(補助金の額、限度額等)

第5条 補助金の額、限度額等は、次のとおりとする。

- (1) 中山間地域で宿泊した場合、貸切バス1台につき6万円
- (2) 中山間地域で宿泊しない場合、貸切バス1台につき3万円
- (3) 1団体・1旅行当たり貸切バス3台分を限度とし、当該教育旅行等に係る貸切バス料金の総額を超えない範囲内で交付する。
- (4) 前号に加え、第2条第2号ウに係る教育旅行等の場合、当該教育旅行等に係る貸切バス料金が全体事業費の総額の2分の1以内であること。
- (5) 他の補助制度等との併用可能であるが、当該教育旅行等に係る貸切バス料金の総額から他の補助制度等により交付される補助金額を差し引いた額を超えない範囲で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1号の規定により、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、旅行開始の14日前までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 旅行計画書及び旅行行程表
旅行の目的、活動内容、行程及び旅行条件等に関する計画の内容が分かる資料
- (2) 旅行予算書及び貸切バス料金等見積書の写し
旅行に係る全体収支予算の分かる資料及び旅行会社又はバス事業者等

が発行した見積書の写し

(3) 教育旅行等の実施主体（団体）、旅行参加者等の概要が分かる資料

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該旅行の終了の日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を添えて、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

実施した旅行行程、活動内容・成果、参加者の概要等が分かる資料
（写真等を含む）

(2) 旅行決算書及び貸切バス料金等請求書・領収書の写し

旅行に係る全体収支決算の分かる資料及び旅行会社又はバス事業者等が発行した請求書・領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の規定による補助金交付請求書の提出があった場合に、申請者に補助金を支

払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱及び要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日告示第23号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。